

青木小学校の不足教室対策に関する説明会

1 開催概要

日時：令和6年10月11日（金）夕方の部：16時から 夜の部：19時から

場所：青木小学校 体育館

参加者数：夕方の部：63人 夜の部：64人 計127人

2 説明会における御質問

(1) 夕方の部

☆ 検討部会の部会委員はどのように選定するのか。

→部会委員は、保護者・地域・学校の代表者という形で考えています。

保護者代表はPTCAの方、地域代表は青木小学校の通学区域内における2つの連合町内会、青木第一自治連絡協議会、青木第二自治会町内会連合会の方、学校代表は青木小学校の学校長に参加いただくことを予定しており、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例に基づき委員任命を行い、御議論いただくことを考えています。

☆ 現在、指定地区外就学で青木小学校に通学しているが、下の子も青木小学校に通学したいと考えている。きょうだい児が在籍していれば、下の子も通学できると聞いたが、それは現状を踏まえても特に変わらないのか。

→指定地区外就学に該当する理由として、「既に兄弟姉妹が区長の許可を受け、指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合」も含まれているため、青木小学校の学校長にご相談いただくことは可能です。指定地区外就学の承諾については、通学等の支障や学校の施設状況等を勘案し、学校長が判断します。

☆ 青木小学校が教室不足になることは予測できたと思う。現時点で教育委員会として具体的な対応策があれば伺いたい。

→青木小学校の子供たちが増えていく中で、一つはハード面の対応としてもう少し学校の施設で、なんとか対応できないかと考えています。ただし、施設の使用面積に制約があるため、学校運営上の留意点も出てくることから、学校にも相談をさせていただきつつ、どのような対応ができるのかということについて検討させていただきたいと考えています。

もう一つの方法として、青木小学校の通学区域を見直すということも考えています。

いずれの案も含め、今後検討部会の中で議論いただき、最終的な解決策を見出していきたいという状況です。まだ方向性としてこれでいくと決まっていることはありません。

☆ 令和11年に教室不足が見込まれていますが、今回検討を進めるにあたって、どのくらいを目途に結論を出すのかスケジュールを教えてください。

→第1回の検討部会を開催する準備を進めているところですが、具体的にいつまでに結論を出さなければいけないといったことは決めていません。検討部会ごとにニュースを発行し、検討内容を保護者、地域の皆さまにお伝えするとともに、御意見もいただきながら、検討を行いたいと考

えています。

しかしながら、教室不足が見込まれている中で、何年もかけて検討する状況でもないと思います。スピード感をもって、取り組んでいきたいと考えています。

☆ 学区変更をするとなった場合に、過去の事例を踏まえて、例えば通学距離が今よりも遠くならないようにする等、基準があれば教えてほしい。

また、二谷小と斎藤分小が統合するという話を聞いたが、青木小学校の状況から統合しないほうがよかったのではないかと思うが、そのあたりの見解も伺いたい。

→通学区域の見直しは具体的に決まったルールがあるわけではありませんが、仮に通学区域の見直しを行う場合には、どのあたりが対象区域として考えられるか、検討部会の中で御議論いただきたいと考えています。検討にあたっては、子供の居住状況、通学距離、地形、自治会町内会の区域等の基礎データをお示しし、御議論いただくことになると思います。

2点目の斎藤分小学校、二谷小学校について、現在、斎藤分小学校は学年によっては1クラスしかない学級がある小規模校となっています。教育委員会としては、12学級以上を適正規模校という形で考えており、二谷小学校と斎藤分小学校の学校統合について3年間くらい検討部会で御議論いただきました。最終的に検討部会では、将来、青木小学校が通学区域を見直す可能性があることも踏まえて、当面の間、統合を見送るということで意見がまとまりました。

☆ 青木小学校はそろそろ建替えの時期が来るのではないか。

→青木小学校の校舎は、横浜市内では建築年数が若い校舎となっています。

横浜は高度経済成長期に多くの学校が建設され、同じ時期に老朽化を迎えているという状況です。昭和40年代に建設された建物から最優先で検討していく必要があるため、青木小学校は150周年を迎えた学校ではありますが、こちらの体育館のように平成に入ってから建物があったこと等を加味すると、まだ建替えを実施する時期ではないと考えています。

☆ ハード面で対応するとなった場合は、800人以上を今の施設で受け入れなければならないということか。

→その通りです。ただし、今の校舎で児童が入りきれない状況が目前に迫っている中で、例えばプレハブ校舎を建てるという話になると、グラウンド以外に建てる場所がないため、体育の授業等、子供たちの教育環境に課題が生じるため、ハード面で対応する場合は、そのあたりもどうしていくべきか議論していかなければならないと考えています。

☆ 検討部会の内容はどのように共有されるのか。コロナ禍以降、回覧板もあまり回ってこないため、どのように情報発信するのか教えてほしい。

→検討部会を開催するたびに、議論内容や検討部会で出た意見をまとめた検討部会ニュースを発行する予定です。青木小学校に通学する児童の保護者及び同校の通学区域のすべての家庭に全戸配付します。また、ホームページにも掲載して情報発信していきます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.html>

☆ 入学前に青木小学校の現状が分かっているならば、進学先について他の選択肢も検討できたと思う。これから入学する家庭に対して説明していただけるのか。

→まずは、検討部会ニュースの配付やホームページの掲載によって、情報発信していきますが、必要に応じて検討します。

☆ 幼稚園や保育園にも、青木小の現状及び将来通学区域の見直しの可能性があることを伝えてほしい。

→まずは、検討部会ニュースの配付やホームページの掲載によって、情報発信していきますが、必要に応じて検討します。

☆ 検討部会の中で通学区域の変更を行うとなった場合に、変更が適用されるのはいつからなのか。

→毎年10月の就学通知の発送時期が基本となります。

仮に通学区域を見直す場合には、就学通知の発送前に「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」を改正する必要があります。

例えば、検討部会で御議論いただいた結果、令和6年度内に通学区域の見直しを行うことが決定となった場合も、適用となるのは令和7年4月に入学される方ではなく、令和8年4月に入学される方からとなります。

☆ きょうだいがいる場合、通学区域の変更によって下の子が上の子と異なる学区を案内される可能性があるということか。

→原則はそのとおりです。

(2) 夜の部

☆ 青木小学校の通学区域内の開発状況について、910戸プラスアルファが予測されているとのことだが、ファミリータイプやコンパクトマンション等、様々なタイプがあると思うが、そういった実態もつかんでいるのか。

→資料に記載の総戸数にはファミリータイプ以外のタイプも含まれています。

ただし、児童数の予測にあたっては、ワンルームタイプのマンションは除き、ファミリータイプの戸数に基づき増加分を算出しています。

☆ 7年度だけでも330戸ぐらい増える想定とありますが、児童数の推移の表では、7年度から8年度の児童の増加数は2名だけとなっています。児童数の増加の見込みというのはどのように立てられているのでしょうか。

→マンションのタイプ(分譲・賃貸、面積等)によって、どのくらい児童が増加するか見込んでいます。

鶴屋町に建設された「ザ・ヨコハマフロントタワー」はこれまで、分譲タイプとして予測値を入れていましたが、現時点では投資用に購入された方が大変多いと聞いています。そのため、今後はおそらく賃貸マンションと同様に入居されることが考えられることから、改めて賃貸タイプとして予測値を積み上げています。そのため、これからどのような影響が出てくるのか、未知数な部分もありますが、この先「ザ・ヨコハマフロントタワー」での居住者が増えてくると、それによる影響等はかなりあるものと考えています。

☆ 通学区域の見直しを行う場合、周辺校に振り分けられることになると思うが、周辺校の状況について教えてほしい。

→青木小学校は、斎藤分小、二谷小、幸ヶ谷小、三ツ沢小、宮谷小と接しております。

昨年、幸ヶ谷小学校につきましては、不足教室が発生する見込みとなり、隣の神奈川小学校と学区変更させていただいており、幸ヶ谷小学校は教室に余裕がないため、なかなか難しいと考えています。通学区域を変更するとなった場合は、現状、まだ受入れが少し可能だと考えている、斎藤分小、二谷小、三ツ沢小、宮谷小は、候補となり得ると思います。

☆ 周辺校のあたりには、マンションはあまり建たないという見通しなのか。

→現時点で、三ツ沢小、宮谷小、二谷小、斎藤分小の通学区域内では、大規模なマンション開発の計画はなく、児童数については、横ばいで推移していく見込みとなっています。二谷小学校と斎藤分小学校は直近まで学校統合についていろいろとお話させていただいていたエリアになっております。斎藤分小学校は、高い建物が建ちにくい地域ということもあり、現在3年生のみが2学級でそれ以外は1学級という規模の学校となっています。二谷小学校も大きな建物が建つ予定はないというところで把握しておりますが、現在の学校規模が維持される形で推移していくと考えております。

☆ **通学区域が変更された場合、指定地区外就学制度によって青木小学校への通学が認められる可能性があることを理解しました。**

指定地区外の場合、保護者の付き添いが通学時に必要になると思うが、登校班の維持等、そのあたりの見解はあるか。

→指定地区外就学制度につきましては、学校長が通学等の支障や学校の施設状況等を踏まえて判断を下します。そのため、保護者の方の付き添いが必要となるかについても、学校長の判断によります。

☆ **教室不足の時期が早まり、来年度教室不足が見込まれてしまったので、来年から通学区域を変更するといったような、短期的な通学区域の変更が生じる可能性はあるのか。**

→毎年10月の就学通知の発送時期が基本となります。

仮に通学区域を見直す場合には、就学通知の発送前に「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」を改正する必要があります。

例えば、検討部会で御議論いただいた結果、令和6年度内に通学区域の見直しを行うことが決定となった場合も、適用となるのは令和7年4月に入学される方ではなく、令和8年4月に入学される方からとなります。

☆ **幸ヶ谷小学校の通学区域変更はどのようなスケジュールで行われたのか。**

→今年（令和6年）の3月に幸ヶ谷小学校の通学区域を一部変更させていただく内容の説明会を開催させていただきました。それに伴いまして、今年（令和6年）8月に規則改正しています。

☆ **児童数の予測はかなり難しいと思うが、令和12年度以降の児童数は増加、減少、横ばい等、どのような予測をしているのか。**

→横浜市では、令和2年国勢調査の結果を基準とした横浜市将来人口推計というものを公表しています。

その中で、横浜市全体で見ると人口減少ではあるものの、神奈川区や港北区、西区といった中心部については人口が逆に増加するという傾向になっております。その指標を基に考えますと青木小学校においても、令和12年度以降の子供の数は減らないだろうと考えています。

☆ **通学区域が変更になる場合、適用される児童は、通学区域変更後に新たに入学するお子さんが適用されるのか。それとも、既に青木小学校に通っている在校生も適用の対象になるのか。**

→通学区域変更の施行日以降に新入学される児童及び転入学される児童が対象となります。

☆ 現在 35 人学級ということですが、年度途中で 35 人を超えてしまう可能性があると感じている。年度途中で 35 人を超えた場合に、子供たちのサポートはどのようなことを考えていただけるのか。

→教職員の配置については、5月1日時点の児童数により決定します。そのため、5月1日以降に児童が増加し、学級数が増となる場合も、教員の追加は原則行わず、5月1日時点の学級数で年度内は運営を行います。

学校の状況に応じて、教育委員会事務局としても適宜支援してまいります。

☆ 特別教室の教室数や広さは決まっているのか。もし、決まっていないのであれば、特別教室を普通教室に変えていく可能性はあるのか教えてほしい。

→学級規模を基に理科室や家庭科室、音楽室などのそれぞれの特別教室について、必要な教室数が決まっています。その中で何らかの形で対応可能な特別教室については、一般教室に転用して教室数を確保するというのをこれまでに行ってきました。特別教室の中には、転用することができない教室もあるため、教室転用でのこれ以上の対応は、学校運営に支障が生じるレベルになってきており、教室数に余裕がない状況です。

☆ 通学区域変更後に下の子が入学する場合、その時点で既に上の子が卒業している場合は、変更後の学校に通うことになるのか。それともきょうだい児が通学していたことを理由に青木小学校へ通うことができるのか。

→原則、下のお子さんは青木小学校ではなく、通学区域変更後の小学校に通っていただくこととなります。

☆ 今回の課題に対する学校長の見解はどうか。

→学校長としても、課題だと思っている旨は共有いただいております。今後、検討部会等で一緒に検討させていただきたいと思っております。

教育委員会としては、学校長とも連携しながら課題解決に向けて邁進してまいります。

☆ R6 の個別支援学級児童数は 40 人なので、1 クラスあたり 6、7 人かと思うが、個別支援学級の教室は一般学級と同じ面積を使用しているのか。

→一般学級の教室の広さは横浜市の基準で基本的には $8\text{m} \times 8\text{m}$ の 64m^2 としています。一方で、個別支援級の 1 学級の上限人数は 8 名と決まっていますが、教室面積の基準は定められていない状況です。そのため、場合によっては大変御不便をおかけしてしまうのですが、教室をパーティションで半分に仕切って教室数を確保している学校もあります。

☆ 個別支援学級の児童も通学区域変更の対象となるのか。

→原則で申し上げますと、そのようになります。ただし、個別の事情等もあるかと思っておりますので、その場合は指定地区外就学制度の活用等の検討をしていただくこととなります。

☆ 検討部会委員以外の意見はどのように吸い上げていくのか。

→皆様からの御意見は、教育委員会事務局学校計画課宛にメールやお電話等で随時受け付けております。皆様からいただいた御意見は、検討部会の中で報告をした上で、いただいた御意見を参考に、検討部会委員の皆様にご議論いただきます。

☆ 横浜市において、既存の敷地にプレハブ校舎を建てて学校運営するという事例は、直近でどれくらいあるのか。また、プレハブ校舎を建てる基準はあるのか。

→横浜市全体では、小学校で23校、中学校で4校にプレハブ校舎を設置して学校運営を行っています。

プレハブ校舎を建てるにあたり、原則的には一般教室に転用可能な教室を全て転用したにもかかわらず、現状の校舎では児童を受け入れきれないとなる場合に、はじめて検討します。プレハブ校舎は暫定校舎であるため、数年で児童数が落ち着くと見込まれる場合の対策として建設します。今後も児童数が維持または増加する見込みの場合、施設面としては恒久的に利用できる増築棟の整備を検討します。

☆ 通学区域変更の対象区域の案はあるのか。

→現時点でここが対象という案は持ち合わせていません。これから様々な検討材料をそろえた上で、検討部会にて御議論いただくことを考えています。

☆ 小学校が新設されることはないのか。

→青木小学校周辺には、横浜市で保有している市有地がありません。民間の土地が売却され未利用地が生まれることもあります。学校を建設するために必要な標準面積として10,000㎡を満たす土地がないという状況です。